

学術事業運営規程

令和3年4月1日

研究会理事会制定

(目的)

第1条 本規程は、日本物理療法研究会（以下、「本研究会」という。）が主催する学術大会を除く学術事業について定める。

(定義)

第2条 本研究会が主催する学術事業の目的を以下に定める。

- (1) 本研究会が専門とする物理療法についての高度な知識・技術を広く会員に周知させる事業
- (2) 理学療法学に関連する研究活動推進に必要な知識を指導することでエビデンスの構築に携われる人材育成を目標に行われる事業
- (3) 高度な臨床能力の向上と啓発を目的に行われる事業
- (4) 関連団体より依頼され、理事会で承認された事業

(学術事業の内容について)

第3条 日本理学療法士協会（以下、「協会」という。）の生涯学習機構が主催する事業との業務分担を考慮し、専門性の高い内容に限る。

(開催スケジュールの報告)

第4条 学術事業開催予定については、次年度の事業予算が確定した時点で一般社団法人 日本理学療法学会連合理事会に報告する。

(対象)

第5条 対象は原則として、本研究会に所属する会員及び協会員とする。

(謝金や旅費等の支給)

第6条 学術事業講師への旅費については「旅費規程」に則り支給することとする。尚、協会会員外講師等で、特別な配慮が必要であると理事会で判断された場合は、この限りでない。

- 2 学術事業講師への謝金については、別表の基準額に従い支給する。尚、別表に示されている基準額はあくまでも上限であり、状況に応じて減額することは妨げない。
- 3 学術事業の予算については支出が超過しないことを原則として、謝金等の支出管理を行う。
- 4 講師等の選定にあたっては一部の会員に偏らない配慮は必要だが、本研究会の専門会

員を優先することは妨げない。

(参加費)

第7条 学術事業参加費について以下のように設定する。

- 2 講義会系（講演のみ）を中心に位置づけられる事業は、半日開催の場合上限 5,000 円、1 日開催の場合上限 10,000 円、2 日開催の場合は上限 15,000 円を原則とする。
- 3 技術講習会系を中心に位置づけられる事業は、1 日開催の場合上限 10,000 円、2 日開催の場合は上限 20,000 円を原則とする。
- 4 症例検討会を中心に位置づけられる事業は、半日開催の場合上限 3,000 円、1 日開催の場合上限 5,000 円、2 日開催の場合は上限 10,000 円を原則とする。

(生涯学習ポイント)

第8条 学術事業で登録できる協会生涯学習ポイントについては、協会が定める基準に準拠する。

(学術事業開催の運用)

第9条 学術事業開催運用を以下に示す。

- 2 講師については、原則として、専門会員若しくは一般会員（専門理学療法士・認定理学療法士を有する者）の中から選定する。

(委任)

第10条 この規程に提示のない事項については、理事会に委ねることとする。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1 本規程は、この研究会の設立登記日より施行する。

〈別表（税込）〉

【報酬】

謝金区分	内容	単位	単価（上限）			備考
			当該会員	協会員	協会員外	
講義 実技	教授クラス （課長職以上）	90分	30,000	30,000	100,000	※2コマ以上の場合、2コマ目以上を50%とする。 ※シンポジウム等の複数名の講師による場合、コマ数の報酬を分配する。 ※一部配慮が必要な外部シンポジストの謝金は90分未満0.6コマ、90分～180分未満0.9コマ、180分以上1.2コマを上限とする。
	准教・講師クラス （主任・係長等）	90分	20,000	20,000	50,000	
	助教クラス （役職なし）	90分	10,000	10,000	30,000	
その他	上記に該当しない場合、又は、特別な事情がある場合は、理事会の承認を得なければならない。本基準額はあくまでも上限であり、状況に応じて減額することは妨げない					

- ※ 当該会員とは、本研究会専門会員（A・B）並びに一般会員を示す。
- ※ 協会員とは、上記の会員に属していない公益社団法人日本理学療法士協会員を示す。
- ※ 協会員外とは、公益社団法人日本理学療法士協会に属していない理学療法士免許を有さない個人を示す。尚、当該会員である専門会員Bは、協会員外には含まない。